

令和6年度

栃木市保健事業概要(実績)



保健福祉部 健康増進課

栃木市市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

1. 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
1. 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
1. 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
1. 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
1. 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日 栃木県栃木市

あったかとしぎ健康宣言

わたくしたちは、自然と歴史・文化あふれる蔵の街としぎ市で、心身ともに健やかで心豊かに生活することを願っています。

家庭・学校・職場・地域が互いに協力し、支え合いながら一人ひとりが健康づくりの輪を広げ、誰もが幸せな人生を送ることができるよう「みんなが笑顔のあったか栃木市」を目指し、ここに「あったかとしぎ健康都市」を宣言します。

1. 地元の食材を活かして、バランスのとれた食生活を実践します
2. 体操やウォーキングなど自分にあった運動を続けます
3. 人が集まる場所では禁煙し、受動喫煙防止に努めます
4. 心と心のふれあいを大切にし、こころの健康を保ちます
5. ていねいな歯磨きと歯科健診で、歯と口の健康づくりに努めます
6. 毎年健康診査を受けて、健康管理に努めます

平成29年9月27日
栃木県栃木市

はじめに

近年、急速な少子高齢化の進行、家族形態や地域ネットワークの変容に加えて、気候変動による健康被害の増加、さらには新型コロナウイルス感染症の影響など、市民の生活を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療や福祉の充実だけではなく、疾病の予防や生活習慣病の早期発見・早期治療、感染症対策に至るまで、市民が健康を保持・増進するための総合的な取組が求められています。

これまでも、市民の健康づくりのために様々な施策を講じ、生涯を通じた健康づくりの体制強化を図ってきましたが、今後もさらに市民を取り巻く様々な環境に対応した健康づくりを実践するため、きめ細やかに効果的な事業の推進に努めてまいります。

このたび、令和6年度の本市の保健活動を「保健事業概要（実績）」としてまとめましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

令和7年6月

栃木市 保健福祉部 健康増進課

目 次

第1章 栃木市のすがた

- 1 位置・地勢 1
- 2 人口静態 2
- 3 人口動態 4

第2章 事業の執行体制

- 1 事務分掌 5
- 2 組織機構図 6

第3章 健康増進計画推進事業

- 1 健康増進計画推進事業
 - (1) 重点領域の推進 7
 - (2) 健康都市宣言の普及啓発 8
 - (3) 事業所と連携した生活習慣病予防事業 9

第4章 健康診査事業

- 1 健康診査事業
 - (1) 特定健康診査・後期高齢者健康診査 . . 11
 - (2) 特定保健指導 12
 - (3) 集団検診時における高血圧の予防改善事業 . . . 12
 - (4) 検診結果説明会 13
 - (5) 糖尿病性腎症重症化予防事業 13
 - (6) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業 16
- 2 健康増進法による健康診査 17
- 3 ヤング健診 18
- 4 その他の検診
 - (1) 肝炎ウイルス検診 19
 - (2) 骨粗しょう症検診 19
 - (3) ABC検査 20
 - (4) 歯周病検診 21

第5章 がん検診等事業

- 1 がん検診等事業
 - (1) がん検診 22
 - (2) 女性がん検診 22
 - (3) 口腔がん検診 24
 - (4) けんしんパスポート・けんしんガイドブック送付事業 . . . 24
 - (5) 健康マイレージ事業 25
 - (6) 集団検診時無料託児事業 25

第6章 健康づくり事業

- 1 健康教育
 - (1) 健康あっぷ講座 27
 - (2) 中学校における歯と口の出前講座 . . 27
 - (3) 出前講座 28
 - (4) 脳卒中啓発プロジェクト 28
 - (5) 熱中症対策 28
 - (6) 喫煙・受動喫煙対策 29
- 2 健康相談
 - (1) 健康相談・栄養相談・禁煙相談 . . . 30
 - (2) 病態別栄養指導 30
 - (3) 面接、訪問等個別指導 31

第7章 精神保健事業

- 1 自殺予防対策事業
 - (1) こころの健康相談 33
 - (2) こころの健康サポーター養成研修 . . 33
 - (3) 街頭キャンペーン事業 34
 - (4) 自殺対策調整会議 35

第8章 予防事業

- 1 予防接種
 - (1) 予防接種事業 36
 - (2) 予防接種実施状況 36
 - (3) すくすくナビ事業 45

第9章 新型コロナウイルス感染症対策事業

- 1 新型コロナウイルス感染症対策事業
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策基金 . 46
 - (2) PCR検査の実施 46

第10章 地域保健対策推進事業

- 1 市民健康まつり
 - (1) 市民健康まつり 47
 - (2) 健康啓発事業 47
- 2 栃木市健康づくり推進会議 49
- 3 栃木市食生活改善推進員協議会
 - (1) 栃木市協議会 50

第11章 救急医療対策事業

- 1 初期救急医療 51
- 2 二次救急医療
 - (1) 病院群輪番制病院運営等事業 52
 - (2) 小児二次救急支援事業 52
- 3 休日歯科診療 53

第12章 献血推進事業

- 1 献血推進事業 54

第13章 保健福祉センター等管理運営事業

- 1 保健福祉センター等利用状況
 - (1) 栃木保健福祉センター 55
 - (2) 藤岡保健福祉センター 55
 - (3) 大平健康福祉センター
 - ゆうゆうプラザ 55
 - (4) 岩舟健康福祉センター遊楽々館 55
 - (5) 北部健康福祉センター
 - ゆったり～な 55

第14章 自動体外式除細動器(AED)設置事業

- 1 自動体外式除細動器(AED)設置事業
 - (1) 公共施設 56
 - (2) 市内コンビニエンスストア 56

第15章 その他の支援事業

- 1 骨髄移植ドナー支援事業
 - (1) 骨髄移植ドナー支援事業 57
- 2 がん患者支援事業
 - (1) がん患者アピアランスケア支援
 - 補助金交付 . . . 58
 - (2) 若年がん患者の在宅ターミナルケア
 - 支援補助金交付 . . . 59

栃木市
マスコットキャラクター
とち介



第 1 章 栃木市のすがた

1 位置・地勢

本市は、平成 22 年 3 月 29 日に栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の 1 市 3 町が合併して誕生し、平成 23 年 10 月 1 日には西方町、平成 26 年 4 月 5 日には岩舟町と合併し、新しい栃木市となりました。

栃木県の南部に位置し、東京から鉄道でも、高速道路でも約 1 時間の距離にあります。また、南北約 33.1km、東西約 22.3km、面積 331.50 ㎢で、壬生町、小山市、野木町、佐野市、鹿沼市などに接しており、また、茨城、栃木、群馬、埼玉の 4 県の県境が接する稀有な地域でもあります。

地勢としては、西に「三叢山」と「岩船山」、中央には「太平山」を中心とする太平山県立自然公園が広がり、南にはラムサール条約登録地である「渡良瀬遊水地」など県南のシンボリックな自然景観を有しています。さらには、「渡良瀬川」、「思川」、「巴波川」、「永野川」、「三杉川」などの豊かな河川が市内を流れ、北東部から南東部にかけては、関東平野に連なる平坦地が広がり、県内有数の農業地帯でもあります。

交通としては、南北には東北自動車道に、佐野藤岡 IC、栃木 IC、都賀西方スマート IC を有し、東西には北関東自動車道が通り、都賀 IC を有しています。この 2 つの高速道路を、群馬方面からは岩舟 JCT、茨城方面からは栃木都賀 JCT が結び、物流の効率化や地域経済の発展に寄与する交通の要の地域であると言えます。また、南部には、群馬、栃木、茨城を結ぶ国道 50 号が東西に通り、北部には国道 293 号線が通るなど、県内外とのアクセス性に優れた道路網を形成しています。

公共交通では、東武線 10 駅、JR 両毛線 3 駅を有し、市内や近隣自治体への通勤通学の足として、東京・埼玉方面への交通手段として充実した鉄道網となっています。

また、民間路線バスが 1 路線あるほか、市コミュニティバスである「ふれあいバス」が 12 路線あり、沿線住民や観光客の交通手段として運行されています。



2 人口静態

人口総数 146,805 人（日本人のみ、令和 7 年 3 月 31 日現在、住民基本台帳人口より）

男 73,251 人

女 73,554 人

世帯数 64,230 戸

図 1 5 歳階級別人口ピラミッド

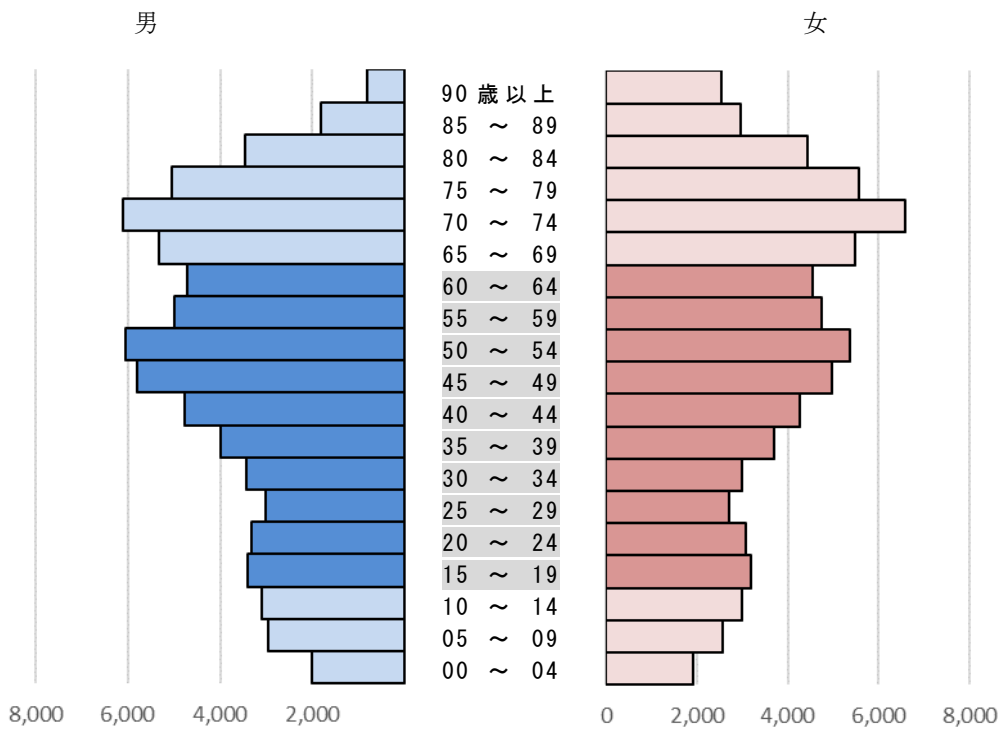
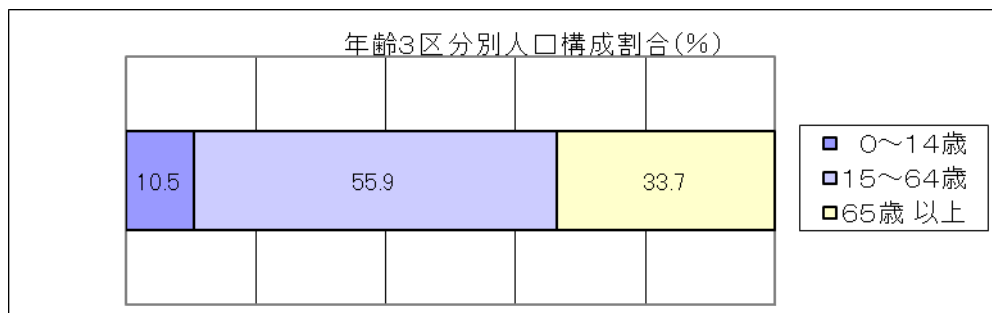
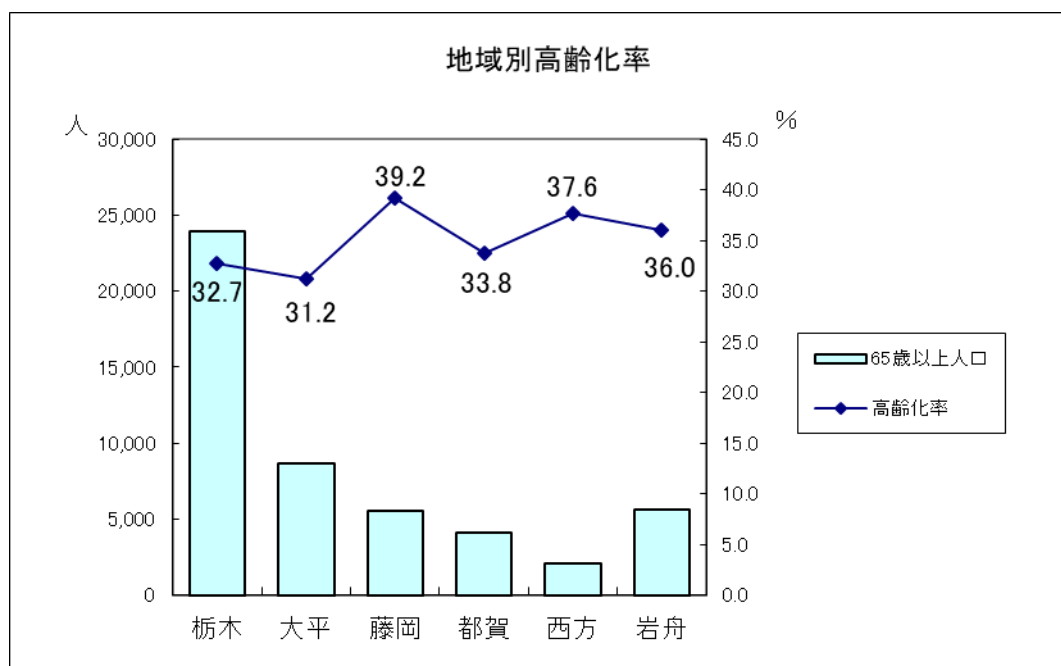


図 2 年齢 3 区分別人口構成割合



第 1 章 栃木市のすがた

図 3 地域別高齢化率



第 1 章 栃木市のすがた

3 人口動態

表 1 人口動態概況

| 区分 | 栃木市 | | 栃木県 | 全国 | 備考 |
|-------|-------|------|------|------|------------|
| | 数 | 率 | 率 | 率 | |
| 出生 | 677 | 4.5 | 5.4 | 6.0 | 人口 1,000 対 |
| 死亡 | 2,169 | 14.3 | 13.6 | 13.0 | 〃 |
| 乳児死亡 | 1 | 1.5 | 1.2 | 1.8 | 出生 1,000 対 |
| 新生児死亡 | 1 | 1.5 | 0.3 | 0.8 | 〃 |
| 死産 | 14 | 20.3 | 20.5 | 20.9 | 出産 1,000 対 |
| 周産期死亡 | 5 | 7.4 | 3.5 | 3.3 | 〃 |

※「令和 5（2023）年栃木県人口動態統計（確定数）の概況」より

表 2 死因順位、死亡率(人口 10 万対)の全国比較

| 死因順位 | | | 死因 | 死亡率 | | |
|------|-----|-----|--------------|-------|-------|-------|
| 全国 | 栃木県 | 栃木市 | | 全国 | 栃木県 | 栃木市 |
| 1 | 1 | 1 | 悪性新生物〈腫瘍〉 | 315.6 | 323.3 | 336.6 |
| 2 | 2 | 2 | 心疾患（高血圧性を除く） | 190.7 | 198.7 | 196.0 |
| 3 | 3 | 3 | 老衰 | 156.7 | 159.5 | 168.3 |
| 4 | 4 | 4 | 脳血管疾患 | 86.3 | 112.8 | 100.3 |
| 5 | 5 | 5 | 肺炎 | 62.5 | 66.6 | 54.1 |
| 6 | 6 | 6 | 誤嚥性肺炎 | 49.7 | 38.0 | 47.5 |
| 12 | 9 | 7 | 血管性等の認知症 | 19.7 | 26.1 | 41.6 |
| 8 | 8 | 8 | 新型コロナウイルス感染症 | 31.4 | 35.2 | 40.3 |
| 7 | 7 | 9 | 不慮の事故 | 36.7 | 35.6 | 37.0 |
| 9 | 10 | 10 | 腎不全 | 24.9 | 23.6 | 26.4 |

※「令和 5（2023）年版 栃木県保健統計年報」、「令和 5（2023）年栃木県人口動態統計（確定数）の概況」より

第 2 章 事業の執行体制

1 事務分掌 (令和6年4月1日現在)

保健福祉部健康増進課

ア 健康医療係

- ① 課の庶務に関する事。
- ② 保健衛生の普及啓発に関する事。
- ③ 保健福祉センターの管理運営に関する事。
- ④ 健康福祉センターの管理運営に関する事
- ⑤ 献血の推進に関する事。
- ⑥ 地域医療に関する事。
- ⑦ 救急医療に関する事。
- ⑧ 自動体外式除細動器に関する事。
- ⑨ 地域医療対策基金に関する事。
- ⑩ その他の係に属さない保健予防に関する事。

イ 感染症対策係

- ① 市医に関する事。
- ② 予防接種に関する事。
- ③ 感染症予防及び対策に関する事
- ④ 予防接種健康被害救済制度に関する事。

ウ 健康づくり係

- ① 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業に関する事。
- ② 健康増進計画の推進に関する事。
- ③ 成人の各種健（検）診に関する事。
- ④ 特定保健指導に関する事。
- ⑤ 成人栄養指導に関する事。
- ⑥ 成人歯科保健に関する事。
- ⑦ 自殺対策計画の推進に関する事。
- ⑧ 組織横断的な保健師の統括に関する事。
- ⑨ その他健康づくりに関する事。

第2章 事業の執行体制

2 組織機構図 (令和6年4月1日現在)

保健福祉部

部長 1名

|

健康増進課

課長 (保健師) 1名

|

健康医療係

副主幹 1名、主査 1名、主任 1名、主事 1名

感染症対策係

副主幹 1名、主査 3名、主任 1名、主事 1名

健康づくり係

副主幹 1名、副主幹 (保健師) 1名、主査 1名、主査 (保健師) 2名、
主査 (管理栄養士) 1名、主任 (保健師) 3名、主任 (管理栄養士) 1名、
主事 2名、保健師 2名

第 3 章 健康増進計画推進事業

1 健康増進計画推進事業

(1) 重点領域の推進

6つの重点領域（①栄養・食生活②身体活動・運動③喫煙④こころの健康⑤歯と口の健康⑥健康診査・検診）ごとに、ライフステージ別、関係機関別に取り組を行い、関係機関と連携し健康づくりを推進した。

ア 関係機関

健康増進計画推進懇談会参加者（保健医療、福祉、教育関係団体、公募による者等）及び庁内ワーキング構成員

イ 主な取組

- ・糖尿病等の生活習慣病予防に関する出前講座の実施、普及啓発
- ・野菜摂取・減塩促進のための動画を配信
- ・季節毎に野菜を使ったレシピを作成し、市内直売所等に設置
- ・食生活改善推進員協議会活動の推進
- ・適正飲酒に関する普及啓発
- ・とちぎハート体操、ラジオ体操の普及啓発
- ・ちょこっとウォーク～スニーカービズ～の実施
- ・市内にあるとちぎ健康づくりロードの周知
- ・妊婦や未成年に対する受動喫煙を無くすための普及啓発
- ・禁煙に関する普及啓発及び禁煙相談機関の周知
- ・こころの健康相談、こころの健康サポーター研修会等の実施
- ・こころの相談窓口一覧の全戸配布
- ・こころの相談窓口一覧を封入したポケットティッシュの作成、配布
- ・歯周病予防の動画の普及啓発、出前講座の実施
- ・健康診査・検診の実施及び受診勧奨

ウ 健康増進計画策定懇談会及び健康増進計画推進懇談会、庁内ワーキング合同会議

現行計画の計画期間が、令和7年度をもって終了となることから、次期計画を策定するために、栃木市健康増進計画策定懇談会を設置した。また、併せて栃木市健康増進計画推進懇談会を設置し、具体的な健康づくりの取り組みについて、懇談会参加者や庁内ワーキング構成員と連携を図りながら、次期計画策定に向けてや計画の推進について意見交換を行った。

| 月日 | 参加者数 | 内容 |
|--------------|------|---|
| 第1回 7月18日 | 39人 | (7) 栃木市健康増進計画の概要と次期計画策定について (イ) ミニ講話 「健康増進計画策定の意義と体制について」 |

第3章 健康増進計画推進事業

| | | |
|--------------|-----|--|
| | | (ウ) グループワーク 「日常生活の中で、みんなが簡単に運動を取り入れるためには」 |
| 第2回 2月13日 | 32人 | (ア) 中間評価以降（R元～R6年度）の各団体・部署における健康づくりに関する取り組み状況について (イ) 栃木市生活習慣等に関するアンケート結果について (ウ) グループワーク 「栃木市生活習慣等に関するアンケート結果の課題に対してこれからできること～野菜摂取と減塩の取り組み～」 |

エ 生活習慣等に関するアンケート調査の実施

健康増進計画最終評価および次期計画策定のため、市民を対象に生活習慣等に関するアンケート調査を実施した。

- ・調査方法 郵送による配布・無記名回収
- ・調査期間 7月から8月
- ・調査対象 市内在住で20～79歳の市民3,000人（無作為抽出）
- ・調査項目 栄養・食生活や身体活動・運動等生活習慣に関する項目 全29項目
- ・回収率 50.3%

(2) 健康都市宣言の普及啓発

「あったかとしぎ健康都市宣言」の周知のため、栃木保健福祉センター等にパネルの設置、懸垂幕やのぼり旗の設置、集団検診受診者に対してチラシの配布を実施した。また、健康増進普及月間には市内にある電光標示板やケーブルテレビ等で周知した。

ア 懸垂幕・のぼり旗掲示

市役所本庁舎に懸垂幕を掲示した。また、栃木保健福祉センターや市内観光施設にのぼり旗を掲示した。

- ・実施期間 9月1日～9月30日

イ チラシ配布

集団検診等にて配布した。

ウ 宣言の掲示

栃木保健福祉センターや市内公共施設等にて掲示した。

エ 電光標示板やケーブルテレビ等による普及啓発

市内道路（バイパス）に設置の電光標示板6ヶ所に表示した。また、ケーブルテレビでも周知した。

第3章 健康増進計画推進事業

(3) 事業所と連携した生活習慣病予防事業

市内事業所と連携しながら、従業員を対象に壮年期の課題を含めた健康づくり事業を実施した

ア 対象

- ・ 栃木市企業連絡協議会加入事業所 44 社
- ・ 生活習慣病予防講座を希望する事業所
- ・ 栃木商工会議所、大平町商工会、藤岡町商工会、都賀町商工会、西方町商工会、岩舟町商工会
- ・ ウェルワークとちぎ（栃木市勤労者福祉サービスセンター）に加入している約 400 事業所

イ 実施結果

(7) 健康通信の送付

回数 6 回

送付先 栃木市企業連絡協議会加入事業所 44 社、栃木商工会議所、大平町商工会、藤岡町商工会、都賀町商工会、西方町商工会、岩舟町商工会、栃木地域産業保健センター

内容 ①見直そう生活習慣！～いつまでも健康でいるために～
②熱中症を予防しよう
③身体機能の低下はお口から！オーラルフレイルを予防しよう！
④糖尿病予防～血糖値を下げるコツ、お伝えします！～
⑤こころの健康づくりを始めよう～自分と大切な人を守るゲートキーパーになろう～

(イ) 生活習慣病予防講座の実施

回数 2 回（2 社）

参加者数 延べ 24 人

内容 熱中症予防や生活習慣病予防の内容を中心に、事業所の健康課題や希望に応じて講話を実施

方法 保健師、栄養士が事業所に出向いて実施

(ウ) ウェルワークとちぎ会報への記事掲載

回数 6 回

対象 ウェルワークとちぎ加入事業所数 約 400 所

内容 ①お酒との上手な付き合い方
②歯周病から体を守ろう！

第3章 健康増進計画推進事業

- ③こころのサインに気づくために
- ④MOVEMBER(ムーベムバー)を知っていますか
- ⑤COPD(慢性)脳卒中予防「脳卒中を予防しましょう」
- ⑥プラス10分、プラス1000歩で健康寿命をのばしましょう！

ウ 考察

健康通信の発行により壮年期の生活習慣病予防につながる情報発信や生活習慣病予防講座を実施して従業員及び担当者の健康づくりに対する意識向上に繋げることができた。

この事業は、対象とする壮年期に広く働きかけることが可能なため、今後も、事業所の担当者と連携し、より多くの従業員に健康づくりに関心を持ってもらえるよう取り組んでいきたい。

第 4 章 健康診査事業

第4章 健康診査事業

1 健康診査事業

(1) 特定健康診査・後期高齢者健康診査

- 目 的** 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市国保が保険者として特定健康診査を実施する。この特定健康診査は、内臓脂肪型肥満に起因するメタボリックシンドロームに着目するもので、該当者に対し特定保健指導を実施する。また、栃木県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者の健康の保持増進を図るために健康診査を実施する。なお、健診は受診者の利便性から健康増進課で実務を行う。
- 対 象** ・特定健康診査 40～74歳の国保加入者
 ・後期高齢者健康診査 後期高齢者医療制度加入者
- 日 程** ・個別検診 5～2月 市内指定医療機関 57か所
 ・集団検診 6～2月 103回 各保健福祉センター、各公民館等
- 周知方法** けんしんパスポート（受診券）・けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ 等
- 費用徴収** 特定健康診査、後期高齢者健康診査：無料
- 委 託 先** 個別：下都賀郡市医師会等、集団：（公財）栃木県保健衛生事業団

ア 特定健康診査

（単位：人）

| 健診区分 | 受診者数 | 保健指導区分 | | |
|------|-------|--------|-------|-------|
| | | 情報提供 | 動機付支援 | 積極的支援 |
| 集団 | 6,476 | 6,972 | 681 | 180 |
| 個別 | 1,357 | | | |
| 合計 | 7,833 | | | |

イ 後期高齢者健康診査

| 健診区分 | 受診者数（人） |
|------|---------|
| 集団 | 3,769 |
| 個別 | 1,881 |
| 合計 | 5,650 |

ウ 考察

特定健康診査、後期高齢者健康診査とも、集団検診又は個別検診の選択制で実施した。最終的な受診者数は、人間ドック等の受診者数とも合わせるため現時点では未確定となっている。

今後も保険年金課と連携し、生活習慣病予防啓発に努めると共に、受診しやすい環境を整え、受診勧奨に取り組みたい。

第4章 健康診査事業

(2) 特定保健指導

目的 内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善することで糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活の質の向上を図る。

対象者 特定健康診査を受診した40～74歳の方で、動機づけ支援、積極的支援に該当した者（高血圧症・脂質異常症・糖尿病の治療のため服薬している者は除く）

※人間ドックで対象となった者も含む

周知方法 集団検診当日に対象者へ案内、健診結果通知にチラシを同封 等

実施方法 ・初回面接にて個別の行動目標、行動計画を作成

・3か月以上の継続支援（個別面接や電話等）

・初回面接から1～2か月後に中間評価、3か月後に実績評価を実施

ア 実施結果

| 支援区分 | 対象者（人） | 利用者（人） | 利用率（％） |
|--------|--------|--------|--------|
| 積極的支援 | 193 | 79 | 40.9 |
| 動機付け支援 | 698 | 257 | 36.8 |
| 合計 | 891 | 336 | 37.7 |

イ 考察

特定保健指導利用率は37.7%で、昨年度（44.6%）と比較し減少した。個別健診や人間ドックで対象となった方の利用率が低く、今後多くの方が参加していただけるよう関係機関と連携していきたい。また、忙しい方が参加できるようにリモート面接を一層周知し、利用につなげていきたい。

さらに、集団検診当日の参加勧奨や健診結果送付後の早期の電話勧奨等、健康に関するモチベーションの高い時期に引き続き参加を促し、市民が健康づくりに取り組んでいただけるようにしていきたい。

(3) 集団検診時における高血圧の予防改善事業

目的 集団検診受診時の健康意識が高まっている機会に、血圧が高値の方に対して、直接対面で生活習慣病等に関する情報提供及び支援を行い、生活習慣病の予防及び悪化防止につなげる。

対象者 40～74歳の国民健康被保険者で、血圧が最高血圧130mmHg以上または最低血圧85mmHg以上（要指導域以上）の者

実施内容 リーフレットを用いて血圧判定値のレベルを伝え、高い状態が続いた場合のリスクやコントロールを良好に保つための生活について指導。

スタッフ 保健師、管理栄養士、栄養士

第4章 健康診査事業

ア 実施結果

指導者数 370人

イ 考察

今年度は高血圧等の内服治療者も含め指導を行ったことで、あらためて自身の健康や生活習慣等の改善について考える機会になったと思われる。今後も、健診受診時の機会に、高血圧の病態や予防法について伝え、市民の健康づくりに取り組んでいきたい。

(4) 健診結果説明会

目的 健診結果から自らの健康状態を正しく理解し、より健康的な生活習慣が送れるよう助言を行い、健康の保持増進に努める。

対象者 特定健診受診者のうち情報提供該当者、ヤング健診受診者

実施内容 健診結果の見方や生活習慣改善のポイントについて説明（個別指導）

スタッフ 保健師、看護師、管理栄養士、栄養士

場所 栃木保健福祉センター、大平健康福祉センター等

周知方法 健診結果通知にチラシを同封

ア 実施結果

参加者数 152人

イ 考察

実施後のアンケート結果では、健診結果や健康状態について約9割の方が理解できたと回答し、食生活や運動について具体的な取り組みも記入できた方が多く見られ、行動変容につながったと思われる。

次年度も参加者が生活習慣改善の必要性を理解し、主体的に取り組めるよう、広く周知し相談の質を向上していきたい。

(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業

ア 保健指導（外部委託）

目的 病期に応じた保健指導を行うことにより、生活習慣の改善や治療に結びつけ、糖尿病重症化を予防する。

対象者 栃木市国民健康保険加入者及び75～79歳の後期高齢者医療制度加入者で、保険年金課がレセプトや特定健診データから抽出した糖尿病腎症第2～4期（人工透析移行のリスクが高い者）の病期にある者、又は医師が保健指導を必要と判断した者（2医療機関）

実施内容 糖尿病療養指導士の資格を持つ看護師、管理栄養士、臨床検査技師、薬剤師、理学療法士の多職種が、6か月間の面談による保健指導を実施

第4章 健康診査事業

周知方法 対象者へ個別通知

(7) 実施結果

a 国民健康保険加入者

| 対象者数（人） | 終了者数（人） |
|---------|---------|
| 131 | 4 |

b 後期高齢者医療制度加入者

| 対象者数（人） | 終了者数（人） |
|---------|---------|
| 50 | 6 |

(イ) 考察

参加者については、保健指導を6か月間実施し、体重やHbA1cの検査データ、生活習慣の改善に効果がみられた。丁寧に時間をかけ、糖尿病に関する知識と個人に合った具体的な指導を受けることができたからだと考える。

今後も糖尿病重症化予防のため、委託先と情報共有を図りながら生活習慣の改善・維持ができるような保健指導を実施していきたい。

イ 糖尿病予防講座～継続コース～

目的 糖尿病に関する情報提供、生活習慣の改善の機会を設けることで、糖尿病を予防する。

対象者 令和5年度特定健診結果で糖尿病境界域段階の者

会場 栃木保健福祉センター、大平健康福祉センター、国府公民館

回数 1クール4回×4コース

スタッフ 保健師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士

(7) 実施結果

a 実施内容

| | |
|-----|--|
| 1回目 | 計測(体重)、糖尿病講話、食事講話、運動講話、目標設定 |
| 2回目 | 計測(体重)、運動講話と実技、食事講話、減塩野菜料理試食、グループワーク、目標の確認 |
| 3回目 | 計測(体重)、歯周病講話と歯科実技 |
| 4回目 | 血液検査(空腹時血糖または随時血糖、HbA1c) |

第4章 健康診査事業

b 参加状況

(単位：人)

| 回数 | 1クール目 | 2クール目 | 3クール目 | 4クール目 | 合計 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 1回目 | 14 | 7 | 9 | 12 | 42 |
| 1回目（個別） | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 2回目 | 13 | 9 | 9 | 11 | 42 |
| 3回目 | 13 | 8 | 7 | 12 | 40 |
| 延べ数 | 40 | 25 | 25 | 35 | 125 |

(イ) 考察

参加者が糖尿病予防に早期から取り組めるよう糖尿病についての知識や予防のための方法を学ぶ機会となった。また、参加者が生活習慣を見直し行動変容に繋がっているため、今後も改善・維持ができるような保健指導を実施していきたい。

イ 糖尿病予防講座～単発コース～

目的 糖尿病予防のため、糖尿病予防に関する知識を学び、生活習慣の改善のきっかけを作る。

対象者 令和6年度特定健診結果で糖尿病境界域段階の者

会場 栃木保健福祉センター、大平健康福祉センター

回数 1クール1回×2コース

スタッフ 保健師・栄養士、食生活改善推進員

(7) 実施結果

a 実施内容

- ・高血糖の病態、健診結果の説明
- ・糖尿病予防（食事や運動）について
- ・野菜350gの重量体験
- ・減塩野菜レシピの試食

b 参加状況

1回目：23人

2回目：16人

(イ) 考察

参加者の満足度や理解度について、9割以上が「満足できた」「少し満足できた」・「理解できた」「少し理解できた」と回答しており対象者のニーズに合った教室であったと考える。今後も広く普及啓発ができる機会を作っていきたい。

第4章 健康診査事業

(6) 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業

目的 「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について（平成26年3月31日健肝発 0331 第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知）」に基づき、肝炎ウイルス検査（B型・C型）により「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）に対するフォローアップにより早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

対象者 市の集団検診で実施した肝炎ウイルス検査における陽性者で、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業の参加について同意を得た者であり、かつ市内に住所を有する者。

実施方法 対象者へ調査票を送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

ア 実施結果

| 年度 | 対象者（人） | 同意者（人） | 継続フォロー数（人） | 終了者数（人） |
|-------|--------|--------|------------|---------|
| 令和6年度 | 12 | 11 | 28 | 18 |
| 令和5年度 | 5 | 3 | 28 | 2 |
| 令和4年度 | 5 | 4 | 26 | 2 |
| 令和3年度 | 9 | 3 | 25 | 6 |

イ 考察

令和6年度のフォローアップ対象者は12人であり、11人から同意が得られた。引き続き受診状況等を確認し、早期に医療へつなぎ、適切な治療が受けられるよう支援していきたい。

第4章 健康診査事業

2 健康増進法による健康診査

- 目的 健康増進法に基づき、市に住所を有し、特定健康診査及び後期高齢者健康診査の対象に該当しない者に生活習慣病予防に着目した健康診査を実施する。
- 対象 ・生活保護受給者
・その他市長が認めた者
- 日程 6～2月、集団検診 103回
- 会場 各保健福祉センター、各公民館 等
- 周知方法 けんしんパスポート、けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ 等
- 費用 無料
- 委託先 (公財)栃木県保健衛生事業団

(1) 健康診査受診者数 (単位：人)

| 受診者数 | 内 訳 | |
|------|---------|-----|
| | 生活保護受給者 | その他 |
| 42 | 42 | - |

(2) 考察

受診者数は、昨年度と比較して4人減少した。病気の早期発見・早期治療、生活習慣の改善等、健診受診の重要性を生活保護の担当課と連携して周知し、受診者数増に繋げていきたい。

第4章 健康診査事業

3 ヤング健診

目的 特定健診の対象とならない若年層の市民に対し、病気の早期発見・早期治療、生活習慣病の予防と生活習慣改善等のため健康診査を行う。

対象 20歳から39歳の者

日程 6～2月、集団検診 103回

会場 各保健福祉センター、各公民館等

周知方法 けんしんパスポート、けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ等

費用 800円

委託先 (公財)栃木県保健衛生事業団

(1) 受診状況

(単位：人)

| 区分 年齢等 | 受診者数 | 指導区分別実人員 | | | |
|-----------|-------|----------|-----|-----|-------|
| | | 異常なし | 要指導 | 要精検 | 要継続治療 |
| 20～39歳 | 1,048 | 297 | 467 | 270 | 14 |

(2) 考察

前年度より受診者数は若干減少しているものの若年層を対象とした健診でありながら、受診者の約7割が要指導、要精検となっていることから、若い世代に対する生活習慣改善の周知・啓発を行っていききたい。

第4章 健康診査事業

4 その他の検診

(1) 肝炎ウイルス検診

- 目的 肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療により、肝硬変や肝がんといった重篤な病態への進行を防止する。
- 対象 40歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない方。又は、特定健康診査でALT（GPT）値が要指導となった者。
- 日程 6～2月、集団検診 103回
- 会場 各保健福祉センター、各公民館 等
- 周知方法 けんしんパスポート、けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ 等
- 費用 B型+C型 600円
 B型のみ 100円
 C型のみ 500円
- ※40・45・50・55・60・65・70歳は無料
 後期高齢者医療制度加入者は無料
- 委託先 (公財)栃木県保健衛生事業団

ア 結果

(単位：人)

| | 受診者 | | B型判定 | | C型判定 | |
|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|
| | B型 | C型 | 陽性 | 陰性 | 陽性 | 陰性 |
| 40歳 | 138 | 138 | 0 | 138 | 0 | 130 |
| 41歳以上 | 994 | 984 | 8 | 986 | 2 | 982 |
| 計 | 1,132 | 1,122 | 8 | 1,124 | 2 | 1,120 |

イ 考察

受診者のうち、B型肝炎検査で8人、C型肝炎検査で2人が陽性判定となった。早期発見・早期治療が、肝炎の重症化防止に有効であることから、引き続き周知・啓発に努めたい。

(2) 骨粗しょう症検診

- 目的 骨量減少者を早期に発見し、生活習慣の改善を図る。また、骨粗しょう症予防についての意識啓発及び健康づくりの推進を図る。
- 対象 女性 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の者
 男性 60・65・70歳の者
- 日程 6～2月、集団検診 103回
- 会場 各保健福祉センター、各公民館 等
- 周知方法 けんしんパスポート、けんしんガイドブック、広報とちぎ、

第4章 健康診査事業

ホームページ 等

費用 400円

委託先 (公財)栃木県保健衛生事業団

方法 超音波検査

ア 受診状況

| 対象者数 (人) | 受診者数 (人) | 受診率 (%) | 異常なし (人) | 要指導 (人) | 要精検 (人) |
|-------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|
| 12,816 | 1,364 | 10.6 | 703 | 495 | 166 |

イ 考察

60歳以上の女性において、要指導、要精検の割合が多くなる傾向が見られる。女性ホルモンの一種である、エストロゲンの分泌量低下が影響するとされているためやむを得ない面もあるが、食生活や生活習慣の改善による予防推進に努めたい。

(3) ABC検査

目的 ピロリ菌への感染有無と胃粘膜の萎縮度合から胃がんになるリスクを判定し、早期に二次検査や治療につなげることで、胃がん罹患者の減少を図る。

対象 40・45・50・55・60・65・70歳で過去に受診歴の無い方

日程 6～2月、集団検診 103回

会場 各保健福祉センター、各公民館 等

周知方法 けんしんパスポート、けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ 等

費用 500円

ア 受診状況

| 対象者数 (人) | 受診者数 (人) | 受診率 (%) | 異常なし(人) | 要精検 (人) | | | |
|-------------|-------------|------------|---------|---------|----|----|--|
| | | | A群 | B群 | C群 | D群 | |
| 13,271 | 522 | 3.9 | 414 | 66 | 31 | 11 | |

◎判定区分

| | A群 | B群 | C群 | D群 |
|---------------------------|------|----|-----|----|
| ヘリコバクター・ピロリ抗体検査 (HP検査) ※1 | － | ＋ | ＋ | － |
| ペプシノゲン検査 (PG検査) ※2 | － | － | ＋ | ＋ |
| 判定区分 | 異常なし | | 要精検 | |

※1 ヘリコバクター・ピロリ抗体検査 (HP検査) …ピロリ菌に感染しているかがわかる検査

第4章 健康診査事業

※2 ペプシノゲン検査（PG検査）…胃粘膜がどのくらい萎縮しているかがわかる検査

イ 考察

胃がんの発症リスクが高いことを理解したうえで、定期的ながん検診を受診することは、がんの早期発見・早期治療につながることから、引き続き周知・啓発に努めたい。

(4) 歯周病検診

目的 歯周病を早期発見し、口腔状況に合わせた適切な保健指導を行うことにより、高齢期の歯の喪失を予防し健康づくりの推進を図る。

対象 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の者

内容 医療機関での個別検診（栃木市内歯科医院71か所） 5～3月

周知方法 けんしんパスポート（歯周病検診受診券）、けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ 等

費用 1,000円

ア 受診状況

| 対象者数 （人） | 受診者数 （人） | 受診率 （％） | 異常なし （人） | 要指導 （人） | 要精検 （人） |
|-------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|
| 20,100 | 847 | 4.21 | 49 | 105 | 693 |

イ 考察

受診率は低いですが、要指導・要精検率は94%と非常に高い。歯周病検診は、歯周病の予防・重症化防止に有用であり、歯周病は全身に多くの影響を及ぼすことが明らかになっていることから、受診勧奨・啓発に努めたい。

第 5 章 がん検診等事業

1 がん検診等事業

(1) がん検診

- 目的 がんの早期発見、早期治療のため。
- 対象 40歳以上の者
- 日程 6～2月 集団検診 103回
- 会場 各保健福祉センター、各公民館 等
- 周知方法 けんしんパスポート・けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ 等
- 費用 胃がん検診 800円
 肺がん検診 300円（結核・肺がん検診 65歳以上 無料）
 大腸がん検診 300円
 前立腺がん検診 400円
 ※75歳以上は無料
- 委託先 (公財)栃木県保健衛生事業団

ア 受診状況

| 項目 | | 区分 | | | |
|---------|---------|--------|--------|--------|--------|
| | | 胃がん | 肺がん | 大腸がん | 前立腺がん |
| 対象者数(人) | | 47,963 | 47,963 | 47,963 | 17,932 |
| 受診者数(人) | | 4,600 | 11,516 | 11,058 | 4,279 |
| 受診率(%) | | 9.6 | 24.0 | 23.1 | 23.9 |
| 受診結果 | 異常なし(人) | 2,946 | 6,890 | 10,529 | 3,860 |
| | 要精検(人) | 294 | 382 | 529 | 387 |
| | 精検不要(人) | 1,360 | 4,244 | - | 32 |

イ 考察

集団検診での受診率は、昨年度と同程度である。

今後も、検診による早期発見・早期治療の重要性をPRし、受診率の向上に努めたい。

(2) 女性がん検診

- 目的 女性特有のがんの早期発見と早期治療のため。
- 対象 ・子宮がん 20歳以上の女性
 ・乳がん 30歳以上の女性
- 内容 集団検診 6～2月 103回
 ・子宮頸がん検診
 ・乳がん検診 ①マンモグラフィ+超音波（40歳以上で前年度未受診または前年度の結果が「異常認めず」以外の方）

第 5 章 がん検診等事業

②超音波（30～39 歳）

個別検診

- ・子宮がん検診 ①子宮頸がん検診
②子宮頸がん+体がん検診
- ・乳がん検診 マンモグラフィ（40 歳以上で前年度未受診
または前年度の結果が「異常認めず」以外の方）

周知方法 けんしんパスポート・けんしんガイドブック、広報とちぎ、
ホームページ 等

費用

集団検診

- ・子宮頸がん検診 700 円
- ・乳がん検診 ①マンモグラフィ+超音波 1,000 円
②超音波 500 円

個別検診

- ・子宮がん検診 ①子宮頸がん検診 1,300 円
②子宮頸がん+子宮体がん検診 2,400 円
- ・乳がん検診 1,000 円

※75 歳以上は無料

委託先 (公財)栃木県保健衛生事業団、下都賀郡市医師会加入医療機関 等

ア 受診状況

| 項目 | 区分 | 乳がん検診 | | 子宮がん検診 | | |
|---------|---------|--------|------|---------|-------|---------|
| | | 集団検診 | 個別検診 | 子宮頸がん検診 | | 子宮体がん検診 |
| | | | | 集団検診 | 個別検診 | |
| 対象者数(人) | | 30,509 | | 32,055 | | |
| 受診者数(人) | | 6,215 | 266 | 4,667 | 3,145 | 1,067 |
| 受診率(%) | | 21.2 | | 24.4 | | 3.3 |
| 受診結果 | 異常なし(人) | 2,929 | 207 | 4,578 | 3,011 | 1,062 |
| | 要精検(人) | 266 | 14 | 64 | 121 | 5 |
| | 精検不要(人) | 3,020 | 45 | 24 | 37 | 0 |
| | 判定不能(人) | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

※子宮体がん検診は、個別子宮頸がん検診の内数

イ 考察

昨年度と比較し、乳がん個別検診、子宮がん個別検診ともに増加している。集団検診においては、子宮がん検診は減少傾向にあり、乳がん検診は増加している。これは、令和3年度より開始された隔年受診も要因の一つであると推測される。

今後も検診の重要性をPRし、受診率の向上に努めたい。

第5章 がん検診等事業

(3) 口腔がん検診

- 目 的 口腔がんの早期発見・早期治療のため。
- 対 象 40～76歳の者
- 内 容 医療機関での個別検診（栃木市内歯科医院 68か所） 5～3月
- 周知方法 けんしんパスポート（口腔がん検診受診券）・けんしんガイドブック
広報とちぎ、ホームページ 等
- 費 用 900円（75歳以上は無料）

ア 受診状況

| 対象者数 (人) | 受診者数 (人) | 受診率 (%) | 異常なし (人) | 口腔がんの 所見(人) | その他の 所見(人) |
|-------------|-------------|------------|-------------|----------------|---------------|
| 79,495 | 875 | 1.10 | 841 | 1 | 33 |

イ 考察

受診率は昨年度（1.13%）と横ばいであった。口腔がん検診の重要性について、歯科医師会と協力し周知・啓発に努め、受診率向上を図りたい。

(4) けんしんパスポート・けんしんガイドブック送付事業

- 目 的 検診に係る情報をひとつにまとめ、分かりやすくお知らせすることにより、受診率の向上を図る。
- 対 象 20歳以上の全市民
- 発送時期 5月中旬
- 内 容 一人一冊のけんしんパスポートと、世帯に一冊のけんしんガイドブックを世帯ごとにまとめて送付する。
- ・けんしんパスポート
受診可能な検診項目をお知らせすると共に、特定健康診査受診券、がん検診無料クーポン券、歯周疾患検診受診券等をまとめた冊子。
 - ・けんしんガイドブック
集団検診日程や医療機関一覧等、共通する内容をまとめた冊子。
 - ・インターネットを使った集団検診の予約受付
けんしんパスポートに記載された個人ID・パスワードを使って、24時間いつでも予約システムから集団検診の予約が可能

ア 発送通数

| 対象者数（人） | 世帯数（世帯） |
|---------|---------|
| 132,389 | 67,492 |

第5章 がん検診等事業

イ 集団検診予約受付状況 (単位：人)

| 申込者 | 電話等 | 予約受付サイト |
|-----|--------|---------|
| | 10,330 | 7,676 |

(5) 健康マイレージ事業

- 目的 検診受診の意識を高め、健康づくりやボランティア活動参加のきっかけづくりとする。
- 対象 20歳以上の全市民
- 内容 「健康マイレージポイントカード」をけんしんパスポートに綴って対象者に配付。検診受診を必須項目とし、日々の健康への取り組みやボランティア活動への参加によりポイントを加算し、15ポイント貯まったポイントカードを提出してもらう。参加者へは市内協力店にて特典が受けられるサポートカードを配付するとともに、市立小・中学校 PTA に対する寄附または抽選で 600 人に記念品を送付する。

ア 参加状況 (単位：人)

| 参加者数 | 男性 | 女性 | 計 |
|------|-----|-----|-----|
| | 221 | 340 | 561 |

イ 考察

インセンティブを用意し、検診受診や健康づくりのきっかけとするために平成 30 年度より事業を開始した。参加者は、昨年度より 4%程度減少したが、当選者へのアンケートによると、健康づくりのきっかけとなった、健康への意識・関心が高まったと答えた方も多く、事業の有効性が確認できた。今後はアンケートや市民の意見などを基に内容を見直しながら継続していく。

(6) 集団検診時無料託児事業

- 目的 検診受診率の低い子育て世代が検診を気軽に受けられるように受診環境を整え、その後の定期的な受診へとつなげるとともに、周囲に一時保育を頼める親族等のいない母親の子育てへの負担感の軽減を図る。
- 対象 生後 3 か月から未就学の子を持つ集団検診受診希望者
- 実施日 11/14(木)、12/6(金)、1/30(木) 計 3 回
※例年は 5 回程度実施しているが、栃木保健福祉センター内空調工事のため、実施回数を縮小することとなった。
- 場所 栃木保健福祉センター
- 内容 栃木市ファミリーサポートセンターからスタッフの派遣を受け、完全予約制にて無料で託児を行った。

第5章 がん検診等事業

ア 利用状況

| 回数（回） | 利用者数（人） |
|-------|---------|
| 4 | 31 |

イ 考察

子育て世代の検診受診環境を整えるため、令和2年度より事業を開始した。利用者のアンケートによると、自分の用事を済ませるのに子どもを預けることが難しい中、検診時に預かってもらえることが非常にありがたいと好評であった。今後も、市民の意見を反映しながら継続していきたい。

第6章 健康づくり事業

1 健康教育

(1) 健康あっぷ講座

市民を対象に食べる力の維持・向上についての講話および口腔ケアの指導を行った。

ア 実施結果

| 区分 | 対象 | 回数(回) | 参加延べ数(人) |
|-----|----|-------|----------|
| 口腔編 | 市民 | 1 | 30 |

目的 口腔に関する正しい知識等の普及を図り、健康の維持増進に役立てる。

場所 栃木保健福祉センター

スタッフ 歯科医師、歯科衛生士、保健師

イ 考察

参加者の年齢層は、40～64歳が4割を占め、65歳～74歳は約3割ずつ程度となった。

参加者が講座の中で興味を持ったものは、「オーラルフレイルについて」次いで「お口の体操について」であった。それらの理解度を問うと、9割以上が理解できたと答えている。健康寿命の延伸のために、定期健診の大切さや日頃の口腔ケア、生活習慣について見直す機会となった。

(2) 中学校における歯と口の出前講座

目的 歯と口の健康やブラッシング方法について学ぶ機会を設けることで、歯と口の健康への興味関心の向上及び歯磨き習慣の定着を図る。

スタッフ 歯科衛生士、保健師

内容 中学生を対象に、歯と口の健康についての講話とブラッシング指導を行った。

ア 実施結果

| 学校名 | 参加延べ数(人) |
|--------|----------|
| 大平中学校 | 9 |
| 大平南中学校 | 432 |
| 東陽中学校 | 471 |
| 藤岡中学校 | 11 |

イ 考察

生徒は講話内容を自分の生活に照らし合わせ、改善点を見つけ、実行しようとする意変容が伺えた。

第6章 健康づくり事業

(3) 出前講座

目的 地域や団体の要望に応じて健康教室を行い、健康に関する正しい知識等の普及を図り、健康の維持増進に役立てる。

場所 職場、公民館、集会所 等

スタッフ 保健師、管理栄養士、歯科衛生士

ア 実施結果

| 講座名 | 回数（回） | 参加者延べ数（人） |
|----------|-------|-----------|
| 熱中症 | 9 | 172 |
| オーラルフレイル | 11 | 208 |
| 生活習慣 | 8 | 200 |
| こころ | 3 | 43 |
| 糖尿病 | 2 | 25 |
| 合計 | 33 | 648 |

イ 考察

今後も市民の健康課題や、社会情勢に応じた講座を実施していけるよう、内容等を見直していきたい。

(4) 脳卒中啓発プロジェクト

目的 市民が、脳卒中初期症状を早期発見し受診できることを目指し、普及啓発活動を実施し、市民認知度を上昇させることにより、脳卒中死亡数の減少や脳卒中の後遺症を予防すること。

内容 チラシの配布

ア 実施結果

配布数 1,310 枚

イ 考察

脳卒中は食生活等の生活習慣や寒暖差などの環境要因に大きく関連しているため、今後も他機関と連携を図り普及啓発に取り組んでいきたい。

(5) 熱中症対策

庁内各課及び庁外関係機関、事業所等と連携を図り、熱中症予防に対する普及啓発、注意喚起を実施した。

ア 実施結果

(7) 普及啓発

- ・暑さ指数を活用した熱中症注意情報の掲示
- ・関係各課・機関におけるチラシ等の配布及びポスターの掲示

第6章 健康づくり事業

チラシ配布数 15,000枚、うちわ配布数 800枚

ポスター配布数 290枚

・広報とちぎやSNS、マスメディアの活用、市道電光標示板、のぼり旗による普及啓発

(イ) 防災無線放送を活用した注意喚起（期間：5月1日（水）～10月23日（水）・平日のみ）

・熱中症警戒アラート発表時 9回

・盛夏期における週末の注意喚起 8回

(ウ) 熱中症対策連携会議の開催 2回

(エ) 包括連携協定事業所との連携による普及啓発

(オ) 熱中症対策

・指定暑熱避難施設（クーリングシェルター） 98か所

・ちょこっと涼み処 125か所

・熱中症お助けスポット 26か所

・移動ちょこっと涼み処 2か所（なつこい、蔵フェスで開設）

・無料給水スポット 2か所

イ 考察

連携会議を開催し、関係各課や団体、民間企業等と協力・連携を強化し取り組みを拡大することができた。今後さらに連携会議等を通じてのネットワークや庁内の連携体制を活かしながら、効果的に熱中症対策を展開していきたい。

(6) 喫煙・受動喫煙対策

目的 喫煙や受動喫煙による健康への影響について周知する。また、禁煙を希望する喫煙者が気軽に相談できるように相談先を周知する。

ア 実施結果

(7) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止ポスターを栃木保健福祉センター等の公共施設に掲示。9か月児健康診査を受診した保護者等へ、受動喫煙防止や禁煙の必要性についてチラシを配布。

(イ) 禁煙サポート対策

禁煙外来・禁煙薬局の情報についてとりまとめ、ホームページへ掲載。妊婦、4か月児健診、集団検診にて喫煙者へチラシを配布。

イ 考察

改正健康増進法の施行により、受動喫煙防止対策が強化された。今後も喫煙や受動喫煙の有害性について、幅広い世代が学ぶことができるよう普及啓発していきたい。

2 健康相談

(1) 健康相談・栄養相談・禁煙相談

目的 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言を行い健康の保持増進に努める。

対象者 栃木市内に住所を有する本人及び家族から相談希望があった者

場所 各保健福祉センター等

周知方法 広報とちぎ（通年）、ホームページ、市 SNS（X、Facebook）
ポスターを掲示（各保健福祉センター）

スタッフ 保健師、管理栄養士

ア 年齢別

（単位：人）

| | 40歳以下 | 40～64歳 | 65～74歳 | 75歳以上 | 計 |
|-------|-------|--------|--------|-------|----|
| 健康相談 | - | - | - | 3 | 3 |
| 栄養相談 | - | 1 | 1 | 2 | 4 |
| 健康+栄養 | - | 1 | - | 2 | 3 |
| 禁煙相談 | - | - | - | - | 0 |
| 計 | 0 | 2 | 1 | 7 | 10 |

イ 相談内容内訳（健康・栄養）※複数該当あり（単位：件（延べ））

| | 血糖 | 腎機能 | 肥満 | 血圧 | 運動 | 食事 | 脂質 |
|---------|----|-----|----|----|----|----|----|
| 健康相談 | 2 | 2 | - | 2 | - | - | 1 |
| 栄養相談 | 4 | - | - | 2 | - | 3 | 3 |
| 健康+栄養相談 | 1 | - | 1 | 1 | 1 | 3 | 1 |

| | アルコール | 肝機能 | 骨密度 | 心電図 | その他 | 計 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|----|
| 健康相談 | - | - | - | 1 | 1 | 9 |
| 栄養相談 | 1 | - | - | - | - | 13 |
| 健康+栄養相談 | - | - | - | - | 3 | 11 |

ウ 考察

日頃の生活習慣や後期高齢者に対する健診結果等、健康づくりに関する内容について相談を実施した。市民にとって身近な相談窓口となるよう、健康づくり事業の実施の際には本事業の紹介等、周知方法を強化していきたい。

(2) 病態別栄養指導

目的 慢性疾患の病態に応じた食生活指導を実施し、疾病の早期回復を図る。

対象者 医師から栄養指導連絡票により指示のあった者

第6章 健康づくり事業

場 所 栃木保健福祉センター、自宅 等
 周知方法 医療機関への協力依頼 等
 スタッフ 管理栄養士

ア 実施結果

(7) 年齢別相談人数 (単位：人(延べ))

| 40歳未満 | 40～64歳 | 65～74歳 | 75歳以上 | 計 |
|-------|--------|--------|-------|---|
| 0 | 0 | 2 | 1 | 3 |

(4) 指導内容内訳 (単位：件(延べ))

| 糖尿病 | 高血圧 | 脂質異常症 | 腎臓病 | その他 | 計 |
|-----|-----|-------|-----|-----|---|
| 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 5 |

イ 考察

相談の経緯としては、医師から勧められたほかに、自ら申込みもあり、食生活により関心が高い方であった。相談の1～3か月後、確認が取れた2人は生活習慣の改善がみられた。

今後も疾病の早期回復ができるよう、医療機関等との連携を図り、相談者の状況を確認しながら、効果的な指導を行っていききたい。

(3) 面接、訪問等個別指導

目 的 面接、家庭訪問等により、心身の健康づくりや健診受診後の至急精密検査対象者及び保健指導が必要である者に対して、心身の安定や生活習慣の改善等必要な助言を行い、健康の保持増進を図る。

対 象 者 ・心身の健康づくりに関して相談希望がある本人及び家族
 ・医療機関等への受診勧奨や保健指導が必要である者及びその家族
 スタッフ 保健師、管理栄養士

ア 実施状況 (単位：人(延べ))

| | |
|----|-----|
| 訪問 | 34 |
| 面接 | 33 |
| 電話 | 754 |

イ 考察

心身の健康づくりを推進するため、対象者のニーズに合わせた相談を実施した。心と体のバランスを崩して、不調を訴える者に対しては、傾聴し心の安定を図った。

また、特定保健指導の参加勧奨時に生活習慣に関する助言を行うことで、健康意識の向上に繋がったのではないかと考える。至急精密検査対象者に対しては、精密検査の受診と早期治療に繋げることができた。今後も、市民の健康づくりを推進す

第6章 健康づくり事業

るため、自身の生活習慣と健康の関連性に気づき、具体的行動がとれるよう、必要な情報の提供と指導を行っていききたい。

第 7 章 精神保健事業

1 自殺予防対策事業

(1) こころの健康相談

- 目的 こころの悩みの相談に応じ、適切な助言・援助を行い、悩みの軽減及び自殺予防を図る。
- 対象者 こころの悩みを抱えている市民、栃木市在勤者
- 内容 本人または家族と面接によるカウンセリング
必要時、専門機関への紹介
- スタッフ カウンセラー、保健師
- 場所 栃木保健福祉センター、大平健康福祉センター
- 回数 11回
- 周知方法 広報とちぎ、ポスター掲示、チラシの設置、市ホームページ、各種相談にて紹介

ア 相談者内訳（相談実数）

（単位：人）

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 男性 | 0 | 0 | 2 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| 女性 | 0 | 0 | 5 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 合計 | 0 | 0 | 7 | 2 | 5 | 1 | 0 | 0 | 15 |

相談延べ数 15人（相談実数 15人）

イ 考察

家族や対人関係に関する相談内容が多く、時間をかけてカウンセラーとの信頼関係を築きながら、本人の気持ちや問題を整理し、支援を行った。相談者自身が思考のパターンに気づくことで、思考や行動変容に至り、悩みの軽減及び自殺予防に繋がる事が出来た。今後も本事業を広く周知し、こころの悩み・生きづらさの軽減につながるよう支援していきたい。

(2) こころの健康サポーター（ゲートキーパー）養成研修

- 目的 市民が自らのこころの健康状態を振り返るとともに、『こころの健康サポーター』の役割を理解することで、こころの悩み・サインに気づき、自殺予防を図る。
- 対象団体 栃木市美容業生活衛生協同組合、栃木市主任児童委員、栃木市民生委員児童委員、栃木市在住・在勤・在学者（公開講座）
- スタッフ 産業カウンセラー、保健師

ア 実施結果

| 回数 | 参加数(人) |
|----|--------|
| 5 | 247 |

第7章 精神保健事業

イ 考察

ストレス、うつ病の正しい知識、自分自身のストレスケアや悩みを抱える方への対応方法について学び、こころの健康に対して関心を高める研修会ができた。

研修後のアンケート結果より、多くの方がこころの健康サポーターの役割について理解でき、傾聴の姿勢や、気づき・繋ぐことの重要性を理解することができたと答えており、今後も地域でこころのサインに気づける人が増えるよう、正しい知識の普及啓発に努めていきたい。

(3) 街頭キャンペーン事業（県との共催）

目的 うつ・自殺予防に対する正しい知識の普及啓発と、うつ病の症状等のサインに気づき必要な支援につなぐための相談機関の周知を図る。

対象者 市内の施設利用者

スタッフ 健康増進課職員、県職員

ア 実施結果

| 日程 | 場所 | 内容 |
|-----------------|------------------------------------|--|
| 9月10日 ～9月16日 | 【街頭啓発】 ・市内スーパー | ・うつ、自殺予防の啓発グッズ配布 200セット (相談窓口一覧チラシ、相談窓口案内ポケットティッシュ等) |
| | 【施設啓発】 ・ハローワーク栃木 ・栃木健康福祉センター | 相談窓口一覧チラシ、相談窓口案内ポケットティッシュ等設置 200セット |
| 3月1日 ～3月31日 | 【街頭啓発】 ・市内スーパー ・移動スーパー | ・うつ、自殺予防の啓発グッズ配布 720セット (相談窓口一覧チラシ、相談窓口案内ポケットティッシュ等) |
| | 【施設啓発】 ・市内図書館6か所 | ・特設ブースを設置し、こころの健康に関する図書を展示 ・うつ、自殺予防の啓発グッズ設置 210セット |

イ 考察

公共施設やスーパー等、様々な場所で事業を実施し、幅広い世代に対し

第7章 精神保健事業

自殺予防の普及啓発を行うことができた。今後も、対面での普及啓発の機会を継続し、相談できる場の情報提供を強化していきたい。

(4) 自殺対策調整会議

目的 健康づくりの推進に係るこころの健康を保つため、栃木市いのち支える自殺対策計画を策定し、さまざまな取組を実施している。当該計画を総合的かつ効果的に推進し、自殺を未然に防ぐため、栃木市自殺対策調整会議を設置し、関係機関との連携を強化する。

関係機関 一般社団法人下都賀郡市医師会、栃木市民生委員児童委員協議会連合会、栃木地域産業保健センター、栃木警察署、栃木市校長会、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

関係部署 福祉総務課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、学校教育課、消防本部警防課

会議開催

| 開催日 | 参加人数 | 内容 |
|-------|------|--|
| 9月5日 | 17人 | <ul style="list-style-type: none"> ・栃木市いのち支える自殺対策計画及び進捗状況について ・栃木市の自殺の現状について ・子どもの自殺の現状について ・子どもに対する自殺対策についての意見交換 |
| 1月31日 | 16人 | <ul style="list-style-type: none"> ・栃木市消防本部から自損行為者の現状について ・栃木市の自殺の現状について ・栃木市生活習慣等に関するアンケート（こころの健康と睡眠）の結果について ・栃木市生活習慣等に関するアンケート結果の課題に対する取り組みについての意見交換 |

第 8 章 予防事業

1 予防接種

(1) 予防接種事業

目的 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。

(2) 予防接種実施状況

対象者は基本的に各年度における標準接種時期の人数であるのに対し、実施者数は各年度における接種対象者全体の中で接種を受けた人数であるため、接種率は100%を超えることがある。

ア 定期予防接種（A類疾病）

予防接種法に基づき市が実施する予防接種。り患した場合症状の程度が重篤になる恐れがあることから、その発生とまん延を予防することを目的とする。

(7) ロタウイルス感染症

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施

a 1価ワクチン

- ・対象 生後6週から生後24週までの間にある者
- ・回数 4週間以上の間隔をおいて2回

b 5価ワクチン

- ・対象 生後6週から生後32週までの間にある者
- ・回数 4週間以上の間隔をおいて3回
- ・接種状況

| | | 勸奨対象者数（人） | 被接種者数（人） |
|-----|------|-----------|----------|
| 1 価 | 1 回目 | 628 | 606 |
| | 2 回目 | | 604 |
| 5 価 | 1 回目 | | 32 |
| | 2 回目 | | 33 |
| | 3 回目 | | 24 |

- ・接種率 1 回目 101.6%
- 2 回目 101.4%

第8章 予防事業

(イ) 小児の肺炎球菌感染症

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- ・回数 (1回目接種時の月齢により異なる。)
 - 生後 2月から 7月に至るまで：4回 (初回3回、追加1回)
 - 生後 7月から12月に至るまで：3回 (初回2回、追加1回)
 - 生後12月から24月に至るまで：2回
 - 生後24月から60月に至るまで：1回

・接種状況

| | 勧奨対象者数 (人) | 被接種者数 (人) | 接種率 (%) |
|--------|------------|-----------|---------|
| 初回 1回目 | 628 | 653 | 104.0 |
| 初回 2回目 | | 658 | 104.8 |
| 初回 3回目 | | 640 | 101.9 |
| 追加 | 691 | 697 | 100.9 |

(ウ) B型肝炎

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 1歳に至るまでの間にある者
- ・回数 3回

・接種状況

| | 勧奨対象者数 (人) | 被接種者数 (人) | 接種率 (%) |
|-----|------------|-----------|---------|
| 1回目 | 628 | 645 | 102.7 |
| 2回目 | | 656 | 104.5 |
| 3回目 | | 642 | 102.2 |

(エ) 五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
- ・回数 1期初回 20日以上の間隔で3回
 - 1期追加 1期初回終了後、約6ヶ月～1年半経過した時期に1回

・接種状況

| | 勧奨対象者数 (人) | 被接種者数 (人) | 接種率 (%) |
|----------|------------|-----------|---------|
| 1期初回 1回目 | 628 | 639 | 101.8 |
| 1期初回 2回目 | | 578 | 92.0 |
| 1期初回 3回目 | | 498 | 79.3 |
| 1期追加 | | 44 | 7.0 |

第8章 予防事業

(オ) 四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
- ・回数 1期初回 20日以上の間隔で3回
1期追加 1期初回終了後、約1年～1年半経過した時期に1回
- ・接種状況

| | 被接種者数（人） |
|----------|----------|
| 1期初回 1回目 | 13 |
| 1期初回 2回目 | 90 |
| 1期初回 3回目 | 152 |
| 1期追加 | 742 |

(カ) 三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
- ・回数 1期初回 20日以上の間隔で3回
1期追加 1期初回終了後、約1年～1年半経過した時期に1回
- ・接種状況 2人

(キ) BCG（結核）

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 1歳に至るまでの間にある者
- ・回数 1回
- ・接種状況

| 勧奨対象者数（人） | 被接種者数（人） | 接種率（％） |
|-----------|----------|--------|
| 628 | 649 | 103.3 |

(ク) 二種混合（ジフテリア・破傷風）

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 11歳以上13歳未満の者
- ・回数 1回
- ・接種状況

| 勧奨対象者数（人） | 被接種者数（人） | 接種率（％） |
|-----------|----------|--------|
| 1,215 | 986 | 81.2 |

第8章 予防事業

(ケ) ヒブ感染症

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- ・回数 (1回目接種時の月齢により異なる。)
 - 生後 2月から 7月に至るまで：4回 (初回3回、追加1回)
 - 生後 7月から12月に至るまで：3回 (初回2回、追加1回)
 - 生後12月から60月に至るまで：1回
- ・接種状況

| | 被接種者数 (人) |
|--------|-----------|
| 初回 1回目 | 12 |
| 初回 2回目 | 81 |
| 初回 3回目 | 138 |
| 追加 | 634 |

(コ) 急性灰白髄炎 (ポリオ)

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 生後2月から生後90月に至るまでの間の、ポリオワクチン接種の必要回数 (4回) を終了していない者 (生ポリオ2回終了した者は除く)
- ・回数 1期初回 20日以上の間隔をおいて3回
1期追加 1期初回終了後、約1年～1年半経過した時期に1回
- ・接種状況 1人

(ク) 麻しん・風しん混合 (MR)

a 1期

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
- ・回数 1回
- ・接種状況

| 勸奨対象者数 (人) | 被接種者数 (人) | 接種率 (%) |
|------------|-----------|---------|
| 691 | 632 | 91.5 |

b 2期

- ・実施期間 通年

第8章 予防事業

- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 5歳～7歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者（幼稚園・保育園等の年長児相当）
- ・回数 1回
- ・接種状況

| 勧奨対象者数（人） | 被接種者数（人） | 接種率（％） |
|-----------|----------|--------|
| 958 | 972 | 101.5 |

(シ) 水痘

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- ・回数 3月以上の間隔をおいて2回
- ・接種状況

| | 勧奨対象者数（人） | 被接種者数（人） | 接種率（％） |
|-----|-----------|----------|--------|
| 1回目 | 691 | 684 | 99.0 |
| 2回目 | | 693 | 100.3 |

(ス) 日本脳炎

a 1期初回

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者及び予防接種法で定める特例対象者
- ・回数 6日以上の間隔で2回
- ・接種状況

| | 勧奨対象者数（人） | 被接種者数（人） | 接種率（％） |
|-----|-----------|----------|--------|
| 1回目 | 836 | 811 | 97.0 |
| 2回目 | | 798 | 95.5 |

b 1期追加

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 1期初回接種終了後おおむね1年経過した生後90月未満の者及び予防接種法で定める特例対象者
- ・回数 1回

第8章 予防事業

・接種状況

| 勧奨対象者数（人） | 被接種者数（人） | 接種率（％） |
|-----------|----------|--------|
| 836 | 813 | 97.2 |

c 2期

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 9歳以上13歳未満の者及び予防接種法で定める特例対象者で、
1期接種3回を終了している20歳未満の者
- ・回数 1回

・接種状況

| 勧奨対象者数（人） | 被接種者数（人） | 接種率（％） |
|-----------|----------|--------|
| 1,176 | 1,352 | 115.0 |

(㌥) ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)

a 定期接種

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 小学校6年生から高校1年生相当年齢の女子
- ・回数 3回（9価1回目の接種を15歳未満で受ける場合は2回）

・接種状況

| | 勧奨対象者数（人） | 被接種者数（人） | 接種率（％） |
|-----|-----------|----------|--------|
| 1回目 | 2,650 | 482 | 18.2 |
| 2回目 | | 364 | 13.7 |
| 3回目 | | 145 | 5.5 |

b キャッチアップ接種

- ・実施期間 通年（令和7年3月31日まで）
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女性
- ・回数 3回

・接種状況

| | 勧奨対象者数（人） | 被接種者数（人） | 接種率（％） |
|-----|-----------|----------|--------|
| 1回目 | 5,038 | 1,220 | 24.2 |
| 2回目 | | 1,156 | 22.9 |
| 3回目 | | 1,058 | 21.0 |

第8章 予防事業

(ウ) 第5期風しん追加的対策事業

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施、集団検診・職場検診で集団実施
- ・対象 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性で、抗体検査及び予防接種を受けたことがない者
※対象者にクーポン券を送付
- ・回数 抗体検査、予防接種ともに生涯1回
- ・実施状況

| | 勧奨対象者数（人） | 実施数（人） | 実施率（％） |
|------|-----------|--------|--------|
| 抗体検査 | 12,111 | 373 | 3.1 |
| 予防接種 | | 114 | 0.9 |

イ 定期予防接種（B類疾病）

予防接種法に基づき市が実施する予防接種。個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資することを目的とする。

(7) 高齢者インフルエンザ

- ・実施期間 10月1日～3月31日
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 ①65歳以上の希望者
②60歳から65歳未満の者であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障がいを持つ者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを持つ者で、接種を希望する者
- ・回数 年度内1回
- ・助成額 3,500円
- ・接種状況

| 対象者数（人） | 被接種者数（人） | 接種率（％） |
|---------|----------|--------|
| 50,046 | 27,348 | 54.6 |

（対象者数は65歳以上の人数）

(イ) 高齢者の肺炎球菌感染症

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 ①65歳の希望者
②60歳から65歳未満の者であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障がいを持つ者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを持つ者で、接種を希望する者
※過去に接種歴のある者は対象外

第8章 予防事業

- ・回数 生涯1回
- ・助成額 5,700円
- ・接種状況

| 勸奨対象者数(人) | 被接種者数(人) | 接種率(%) |
|-----------|----------|--------|
| 1,838 | 635 | 34.5 |

b 対象者中②に該当する者

| 被接種者数(人) |
|----------|
| 1 |

(ウ) 新型コロナウイルス感染症

- ・実施期間 10月1日～3月31日
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 ①65歳以上の希望者
②60歳から65歳未満の者であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障がいをする者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者で、接種を希望する者
- ・回数 年度内1回
- ・助成額 11,800円
- ・接種状況

| 対象者数(人) | 被接種者数(人) | 接種率(%) |
|---------|----------|--------|
| 50,046 | 8,429 | 16.8 |

(対象者数は65歳以上の人数)

ウ 任意予防接種

予防接種法に基づかない任意の予防接種。市単独事業により接種費用の一部を助成。

(7) 小児インフルエンザ

- ・実施期間 10月1日～2月28日
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 ①生後6月から小学校就学前までの小児の希望者
②小学校1年生から中学校3年生までの希望者
- ・回数 ①生後6月から小学校就学前まで 2回
②小学校1年生から中学校3年生まで 1回
- ・助成額 1回あたり2,500円
- ・延べ被接種者数 8,157人

第8章 予防事業

(イ) おたふくかぜ

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 生後12月から小学校就学前の小児の希望者
- ・回数 生涯2回
- ・助成額 1回あたり3,600円
- ・被接種者数 1,322人

(ウ) 帯状疱疹

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 50歳以上の希望者
- ・回数 ①生ワクチン 1回
②不活化ワクチン 2回
- ・助成額 ①生ワクチン 4,000円
②不活化ワクチン 1回あたり10,000円
- ・延べ被接種者数 4,020人

エ 妊婦等の風しん予防対策事業

- ・実施期間 通年
- ・接種方法 協力医療機関で個別実施
- ・対象 次のいずれかに該当する方
 - ①妊娠を希望している女性又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ②妊娠している女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- ・回数 生涯1回

(7) 風しん抗体検査

- ・回数 1回
- ・助成額 2,000円
- ・受診者数 18人

(イ) 風しん予防接種

- ・回数 1回
- ・助成額 3,000円
- ・被接種者数 21人

第8章 予防事業

(ウ) 麻しん風しん混合予防接種

- ・回数 1回
- ・助成額 5,000円
- ・被接種者数 97人

オ 考察

带状疱疹ワクチン接種について、定期接種化に伴い市独自の助成は令和7年3月31日をもって終了となった。令和7年度からは、定期接種の機会を逃すことがないように該当者あてに個別通知を送付し周知を図っていく。A類疾病に関する定期予防接種については、HPVワクチン接種について前年と比べ接種率が向上した。引き続き定期予防接種の勧奨や周知に努めていきたい。

新型コロナウイルスワクチン接種について、令和6年10月1日から定期接種に位置付けられ、高齢者等対象に協力医療機関での個別接種を実施した。

(3) すくすくナビ事業

スマートフォン等から利用できる予防接種スケジュール自動作成機能や接種予定日を知らせるアラート機能を有した「栃木市すくすくナビ」アプリの提供により、予防接種の間隔誤りや接種忘れの防止に努めた。また、子育て世代への情報提供を行った。

| |
|---------|
| 登録者数（人） |
| 7,312 |

第 9 章 新型コロナウイルス感染症対策事業

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

1 新型コロナウイルス感染症対策事業

(1) 新型コロナウイルス感染症対策基金

市が実施する新型コロナウイルス感染症対策に資する施策に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を活用した。

(単位：円)

| 令和5年度末現在高 | 積立金額 | 繰出金額 | 令和6年度末現在高 |
|-------------|-----------|------------|-------------|
| 273,875,040 | 8,233,071 | 29,575,000 | 252,533,111 |

(2) PCR検査の実施

感染拡大を防止するため、感染者発生時にクラスターの発生リスクが高い高齢者施設・介護事業所等の職員及び利用者等に対してPCR検査を実施した。

- ・検査方式 個別方式
- ・実施状況 被検査件数 2件
被検査人数 26人

第 1 0 章 地域保健対策推進事業

第 10 章 地域保健対策推進事業

1 市民健康まつり

(1) 市民健康まつり

目 的 市民健康まつりを開催し、市民の健康づくりを積極的に推進する。

実施日 11月10日（日）

会 場 栃木保健福祉センター

（単位：人）

| 協力団体名 | 実 施 内 容 | 参加人数 |
|----------------------|--|-------|
| 下都賀郡市医師会 | 健康に関する講演会・落語 | 80 |
| 下都賀歯科医師会 | 歯科相談、保健指導、DVD上映、歯と口の健康づくりについての歯科保健指導 | 58 |
| 下都賀歯科衛生士会 | 上記の内、保健指導 | 37 |
| 栃木地域薬剤師会 | お薬相談、パネル展示、禁煙相談、お薬Q&Aコーナー | 78 |
| 栃木県栄養士会 県南支部 | フレイル予防の食生活をテーマにした展示、個別食生活相談、握力測定 | 188 |
| 栃木市食生活改善 推進員協議会 | 食事の大切さに関するチラシ配付 1日分の野菜の重量体験 | 95 |
| J A しもつけ 栃木農産物直売所 | 地元産の新鮮野菜と果物の販売 | 100 |
| N P O 法人 蔵の街ウェイブ | 精神障がい者への理解を深める活動 | 46 |
| とちぎメディカル センター | フレイル予防講座、骨密度測定、もの忘れチェック | 341 |
| 保険年金課 | 特定健診とフレイル予防の案内 | 250 |
| 健康増進課 | 健康に関する模型展示、健康啓発動画の上映、血管年齢測定、骨派測定、体組成計等 | 779 |
| 各ブース来場者（延べ数） | | 2,052 |

(2) 健康啓発事業

ア ど田舎にしかた祭り

実 施 日 12月3日（日）

会 場 道の駅にしかた西側の田んぼ

実施内容 健康啓発チラシの設置

イ T M C しもつが市民公開講座

実 施 日 6月1日（土）、7月20日（土）、10月12日（土）、11月30日（土）、
2月22日（土）

第10章 地域保健対策推進事業

会 場 とちぎ岩下の新生姜ホール（栃木文化会館）、大平文化会館※2/22

実施内容 健康啓発チラシの設置

ウ くららフェスタ

実 施 日 3月9日（日）

会 場 きららの杜とちぎ蔵の街学習館（市民交流センター）

実施内容 血圧測定、ロコモチェック、とちぎハート体操、健康情報DVD放映、
乳がん・血管模型の展示、健康づくりロードマップ展示、健康啓発チラシ
の設置

2 栃木市健康づくり推進会議

目的 市民の生涯を通じた健康の実現を目指し、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を関係機関、関係団体、行政等が協働して支援し、住民に密着した総合的な健康づくり対策事業を推進する。

関係機関 15名

下都賀郡市医師会、下都賀歯科医師会栃木市部会、栃木地域薬剤師会、
 栃木市食生活改善推進員協議会、栃木県食品衛生協会栃木支部、
 栃木市スポーツ推進委員会、栃木市校長会、栃木市自治会連合会、
 栃木市民生委員児童委員協議会連合会、栃木商工会議所、
 下野農業協同組合、市民（公募）、栃木県南健康福祉センター

会議開催

| 開催日 | 内容 |
|---------------------|---|
| 第1回 8月1日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木市保健事業概要について ・ 各係から今年度の主な事業について ・ 栃木市健康増進計画の策定について |
| 第2回 2月20日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度熱中症対策事業について ・ 令和6年度市民健康まつりについて ・ 栃木市健康増進計画の策定について ・ 帯状疱疹予防接種の状況について |

3 栃木市食生活改善推進員協議会

(1) 栃木市協議会

目的 会員相互の連帯を図り、地域における食生活の向上に努め、地域住民の健康づくりに寄与する。

会員 92人（7グループ）

ア 市協議会活動

内容・実施状況

| 区分 | 内容 | 実施回数 (回) | 会員 参加者数 (人) | 一般 参加者数 (人) |
|-----------|-------------------|-------------|-------------------|-------------------|
| 事業 講習会 | 生涯骨太クッキング | 1 | 15 | 36 |
| | おやこの食育教育 | 1 | 7 | 19 |
| | ヘルスサポーター養成事業 高齢世代 | 1 | 8 | 25 |
| | ヘルスサポーター養成事業 働く世代 | 1 | 7 | 20 |
| 会議 | 総会 | 1 | 66 | - |
| | 理事会 | 3 | 23 | - |

イ 栃木市食生活改善推進員地区組織活動実績集計表

・方法別活動状況

| 集会 | | 対話・訪問 | | 総数 | | 自己学習回数 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | |
| 383 | 5,959 | 838 | 1,598 | 1,221 | 7,557 | 892 |

・項目別活動状況

| 子どもの健康・食生活 | | 若者・働き世代の健康・食生活 | | 高齢者の健康・食生活 | | その他 | | 総数 | |
|------------|-------|----------------|-------|------------|-------|-----|----|-------|-------|
| 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 | 回数 | 人数 |
| 238 | 2,344 | 351 | 1,474 | 632 | 3,739 | 0 | 0 | 1,221 | 7,557 |

ウ 考察

市協議会事業として、レシピ・減塩や野菜摂取資料等の配布を行い、積極的に普及活動を行った。集団での講習会では、調理実習や試食提供、野菜の重量体験等を行い、参加型にすることで満足度の高い講習を実施することができた。今後も、市協議会及び各グループにおいて、会員同士の交流会を行うと共に情報交換を行い、連携して地域の食生活改善が図れるよう支援していきたい。

第 1 1 章 救急医療対策事業

1 初期救急医療

栃木地区急患センター（栃木市境町 27-15）において、夜間及び休日の初期救急医療を行った。

指定管理者 一般社団法人 下都賀郡市医師会

(1) 休日、夜間診療

| | | | |
|------|-----------------------|----|----------------|
| 診療時間 | 休日（日曜日・祝日・年末年始） | 内科 | 午前 9 時～午後 9 時 |
| | | 外科 | 午前 9 時～午後 5 時 |
| | 平日（月曜日～土曜日） | 内科 | 午後 7 時～午後 10 時 |
| 診療日数 | 72 日（日曜日、祝日、年末年始） | | |
| | 293 日（平日、土曜日） | | |
| 患者数 | 3,652 人（内小児患者数 472 人） | | |

(2) 小児救急診療

| | | | |
|------|-----------------|-----|---------------|
| 診療時間 | 休日（日曜日・祝日・年末年始） | 小児科 | 午後 6 時～午後 9 時 |
| 診療日数 | 72 日 | | |
| 患者数 | 677 人 | | |

(3) 考察

休日、夜間の受診については需要があり、地域医療に貢献していると言える。

かかりつけ医の普及啓発を行いながら、救急医療の適正利用について市民への周知を図る必要がある。

2 二次救急医療

(1) 病院群輪番制病院運営等補助事業

休日及び夜間において、入院治療を必要とする救急患者の医療を確保するため、病院群輪番制病院及び救急告示病院等に運営費の補助を行い、通年、昼夜を通じて救急医療に備えた。

ア 栃木医療圏（栃木・大平・藤岡・都賀・岩舟地域）

(7) 輪番病院

とちぎメディカルセンターしもつが、獨協医科大学病院

- ・患者数 7,416 人
- ・救急車受入件数 8,840 件（1月～12月）

(イ) 救急告示病院等

とちぎメディカルセンターとちのき、藤沼医院、多島外科胃腸科

- ・救急車受入件数 281 件（1月～12月）

イ 鹿沼医療圏（西方地域）

輪番病院

上都賀総合病院、西方病院、御殿山病院

(2) 小児二次救急支援事業

休日及び夜間において、入院治療を必要とする小児の救急患者の医療を確保するため、栃木医療圏と鹿沼医療圏とで体制整備を図り、小児二次救急病院に運営費の補助を行った。

- ・実施病院 獨協医科大学病院
- ・患者数 1,392 人

3 休日歯科診療

ゴールデンウィーク、お盆、年末年始の歯科医院が休診となる長期休暇中でも、歯科救急患者が診療を受けることができるよう、一般社団法人下都賀歯科医師会による市内歯科医院の輪番制休日歯科診療を実施した。

- ・ 診療時間 9時～12時、13時～15時

(1) 実施期間等 (単位：人)

| 実施期間（日数） | 受診者数 |
|------------------|------|
| 5月3日～6日（4日間） | 17 |
| 8月12日～14日（3日間） | 19 |
| 12月30日～1月3日（5日間） | 62 |
| 合計（12日間） | 98 |

第 1 2 章 献 血 推 进 事 业

1 献血推進事業

(1) 献血

目的 国、県及び採血事業者の血液事業関係者と緊密な連携を図りながら、血液製剤を安定供給するため、献血推進事業を実施している。

場所 栃木市役所

内容 移動採血車による全血献血（200ml、400ml）、固定施設による全血献血
採血事業者 栃木県赤十字血液センター

実施状況

(単位：人)

| 実施月日 | 会 場 | 献血 受付者 | 献血者数 | | 不適格者 | |
|--------|-------|-----------|-------|-------|------|----|
| | | | 200ml | 400ml | | |
| 6月20日 | 栃木市役所 | 100 | 94 | 3 | 91 | 6 |
| 10月24日 | 栃木市役所 | 110 | 103 | 3 | 100 | 7 |
| 2月12日 | 栃木市役所 | 93 | 88 | 3 | 85 | 5 |
| 計 3 日 | | 303 | 285 | 9 | 276 | 18 |

(2) 献血推進啓発事業

- ・市役所本庁舎で行われる献血実施日について「広報とちぎ」に掲載
- ・ホームページに市内献血実施場所及び予定日を随時掲載
- ・ホームページに「はたちの献血」等のキャンペーンに関する記事の掲載
- ・Facebook、X（旧 Twitter）、FMくらら等により周知

(3) 考察

広報とちぎや Facebook 等により市民に周知を図ったほか、職員に対しても協力依頼を行った結果、献血者数が増加した。献血にご協力いただく方は毎回決まっており、新規の献血協力者を増やしていくための工夫が必要である。

第 1 3 章 保健福祉センター等管理運営事業

第13章 保健福祉センター等管理運営事業

1 保健福祉センター等利用状況

(1) 栃木保健福祉センター (単位：人)

| 区 分 | 大会議室 | 検診ホール | 集会室 | その他 | 合 計 |
|------|------|--------|-----|-------|--------|
| 利用者数 | — | 18,645 | 587 | 6,657 | 25,889 |

(2) 藤岡保健福祉センター (単位：人)

| 区 分 | 会議室 | 検診ホール | 調理実習室 | 合 計 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者数 | 2,633 | 4,524 | 340 | 7,497 |

(3) 大平健康福祉センターゆうゆうプラザ (指定管理施設)

開館日数 308日 (単位：人)

| 区 分 | 風呂 | トレーニング ルーム | 大会議室 | 小会議室 | 大・小会議室 併用 | 研修室 | 多目的ホール | 母子指導室 | 調理実習室 | 合 計 |
|------|--------|---------------|-------|------|--------------|-------|--------|-------|-------|---------|
| 利用者数 | 89,721 | 25,638 | 1,153 | 338 | 4,847 | 2,174 | 4,333 | 2,217 | 312 | 130,733 |

(4) 岩舟健康福祉センター遊楽々館 (指定管理施設)

開館日数 306日 (単位：人)

| 区 分 | 風呂 | トレーニング ルーム | 第1第2会議室 | 検診室 | ボランティア室 | 親子室 | 調理実習室 | 健康相談室 | 生活相談室 | 合 計 |
|------|--------|---------------|---------|-------|---------|-----|-------|-------|-------|--------|
| 利用者数 | 51,718 | 13,065 | 5,353 | 5,671 | 102 | 520 | 377 | 0 | 9 | 76,815 |

(5) 北部健康福祉センターゆったり～な (指定管理施設)

開館日数 306日 (単位：人)

| 区 分 | 風呂 | トレーニング ルーム | 歩行用プール | 会議室 | 多目的ホール | 相談室 | 和室 | 調理実習室 | プレイルーム | 合 計 |
|------|-------|---------------|--------|-----|--------|-----|-----|-------|--------|--------|
| 利用者数 | 5,325 | 20,765 | 14,964 | 658 | 3,213 | 164 | 794 | 125 | 1,986 | 47,994 |

第 1 4 章 自動体外式除細動器 (AED) 設置事業

1 自動体外式除細動器(AED)設置事業

(1) 公共施設

設置場所 110箇所(貸出用6台含む)

うち 広告付きAED 7箇所 設置場所・栃木市役所本庁舎
・大平総合支所
・藤岡総合支所
・西方総合支所
・岩舟総合支所
・栃木保健福祉センター
・栃木図書館

(2) 市内コンビニエンスストア

設置場所 14店舗

【内訳】・セブンイレブン栃木平井町店
・セブンイレブン栃木大森町店
・セブンイレブン栃木泉川町店
・セブンイレブン栃木大塚町店
・セブンイレブン大平西野田店
・セブンイレブン藤岡町藤岡店
・セブンイレブン都賀大柿店
・セブンイレブン栃木都賀合戦場店
・セブンイレブン西方バイパス店
・セブンイレブン岩舟静和店
・ファミリーマート栃木沼和田店
・ファミリーマート栃木大橋店
・ファミリーマート栃木尻内店
・ファミリーマート栃木大皆川店

第 1 5 章 その他の支援事業

1 骨髄移植ドナー支援事業

(1) 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄移植ドナー及び事業所に対し、助成金の交付を行っている。

ア 助成内容

ドナー申請 1件

事業所申請 0件

合計 140,000 円の助成

イ 考察

平成 27 年度から、骨髄等を提供したドナーの経済的負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、助成制度を導入した。

令和 6 年度はドナー申請 1 件の助成を行った。今後も、制度の周知と、助成効果によるドナー登録の増加を図っていく。

2 がん患者支援事業

(1) がん患者アピアランスケア支援補助金交付

目的 がん患者アピアランスケア支援（外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減する支援をいう。）として、がん患者の補整具の購入に要する経費の一部を補助することにより、当該がん患者の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図る。

- 対象
- ・本市に住所を有すること。
 - ・市税を滞納していないこと。
 - ・がんと診断され、現にがんの治療を行っていること。
 - ・がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等により就労、社会参加等に支障をきたすおそれがあるため、補整具を必要としていること。

周知方法 広報とちぎ、チラシの配布、X、Facebook

ア 申請者内訳

医療用ウィッグ (単位：人)

| | 20代未満 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 | 合計 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 男性 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | 1 |
| 女性 | 1 | - | 3 | 12 | 14 | 15 | 10 | 3 | 58 |
| 合計 | 2 | - | 3 | 12 | 14 | 15 | 10 | 3 | 59 |

乳房補整具 (単位：人)

| 20代未満 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80代 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| - | - | - | 6 | 4 | 2 | 2 | - | 14 |

イ 交付額

医療用ウィッグ 1,612,600円

乳房補整具 273,500円

ウ 考察

医療用ウィッグ 59件、乳房補整具 14件の助成を行った。医療用ウィッグや乳房補整具は高額なものもあり、本事業は経済的負担軽減からがん患者の治療と就労の両立及び療養生活の質の向上を図ることの一助になっていると考える。

引き続きがん患者のQOL（生活の質）の向上を図るため、必要な人に利用

第15章 その他の支援事業

してもらえよう周知していく。

(2) 若年がん患者の在宅ターミナルケア支援補助金交付

目的 若年がん患者の在宅ターミナルケア支援（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断した18歳以上40歳未満のがん患者に対する在宅療養生活の支援をいう。）として、若年の末期がん患者の在宅療養に要する経費の一部を補助することにより、当該患者及びその家族の経済的負担を軽減するとともに、在宅療養生活の質の向上を図る。

対象

- ・本市に住所を有する者。
- ・18歳以上40歳未満の者（18歳又は19歳の者であって、児童福祉法（昭和22法律第164号）第19条の2の第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている者を除く。）
- ・がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断した者に限る。）
- ・在宅療養生活の支援及び介護を必要とする者
- ・他の助成制度による助成金等の交付を受けることができない者

周知方法 広報とちぎ、チラシの配布、X、Facebook

ア 助成内容

申請 0件

交付額 0円

イ 考察

令和6年度の助成は0件であった。今年度の助成はなかったが、若年がん患者及びその家族の経済的負担を軽減するとともに、在宅療養生活の質の向上を図る必要はあると考える。

引き続き若年がん患者の在宅療養生活の質の向上を図るため、必要な人に利用してもらえよう周知していく。

令和6年度版
栃木市保健事業概要(実績)
令和7年6月作成

編集・発行 栃木市保健福祉部健康増進課
〒328-0027 栃木市今泉町 2-1-40
栃木保健福祉センター内
Tel:0282(25)3500
Fax:0282(25)3513
E-mail kenkou@city.tochigi.lg.jp